⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から５）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

１）建物用途
　下記のａ）、ｂ）又はｃ）の用途
ａ）事務所・庁舎
ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記４）の建物規模以上ある複合用途建築物
ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積が、過半を超える施設
２）構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
３）階数　地上３階以上
４）建物規模　延べ面積5,000㎡以上
５）上記１）から４）は同一工事の実績であること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記６）から９）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

６）建物用途
　下記のａ）、ｂ）又はｃ）の用途
ａ）事務所・庁舎
ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記８）の建物規模以上ある複合用途建築物
ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積が、過半を超える施設
７）構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
８）建物規模　延べ面積2,500㎡以上
９）上記６）から８）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成７年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記⑸１）から５）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
３）配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
４）配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係。）があること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記１）から４）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記１）及び４）の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、上記２）の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び技術提案の作成に必要な図面等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４⑵２）に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

１）「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「社会的要請に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
ａ）外部コンクリート躯体の収縮クラックを防止するための施工方法の工夫
ｂ）既存建物の取りこわしにおける環境対策（騒音又は振動）の工夫
２）「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。
ａ）施工体制確保の確実性
ｂ）品質確保の実効性
３）総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ａ）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
ｂ）上記１）及び２）の内容が適正であること。
ｃ）評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　提案について

１）予定価格を超えない入札者に対して、提案が適正であれば、標準点として100点を与えるものとし、「外部コンクリート躯体の収縮クラックを防止するための施工方法の工夫」、「既存建物の取りこわしにおける環境対策（騒音又は振動）の工夫」についての評価の配点は、それぞれ30：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。
２）施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０の加算点を与えるものとする。

⑶　上記⑴において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑷　技術提案の履行に関する事項　受注者の責により、入札に係る技術提案内容が履行されない場合は、技術提案内容に対して工事成績評定を最大10点減点する。

また、契約違反として取り扱う場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館
近畿地方整備局総務部契約課契約第二係　石田　　聡　電話06―6942―1141㈹

⑵　入札説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄からダウンロードすること。）。交付期間は、平成22年９月24日から平成23年１月７日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時00分から午後５時00分まで。